

規則番号	規則名
規則第58号	さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則 【平成30年5月11日公布 所管課：生活福祉課】
規則第59号	さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 【平成30年5月11日公布 所管課：生活福祉課】
規則第60号	さいたま市公印規則の一部を改正する規則 【平成30年5月23日公布 所管課：総務課】
規則第61号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則 【平成30年5月28日公布 所管課：保育課】
規則第62号	さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則 【平成30年6月14日公布 所管課：総務課】
規則第63号	さいたま市会計規則の一部を改正する規則 【平成30年6月14日公布 所管課：出納課】
規則第64号	さいたま市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 【平成30年6月14日公布 所管課：生活衛生課】
規則第65号	さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 【平成30年6月19日公布 所管課：障害支援課】
規則第66号	さいたま市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 【平成30年6月21日公布 所管課：障害支援課】

さいたま市規則第58号

さいたま市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市生活保護法施行細則（平成13年さいたま市規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
様式第19号（第8条関係） 生活保護法介護券（ 年 月分）				様式第19号（第8条関係） 生活保護法介護券（ 年 月分）			
[略]				[略]			
要介護 状態等 区分	基本チェックリスト該当・要支援 1・2・ <u>要介護1・2・3・4</u> ・ 5			要介護 状態等 区分	基本チェックリスト該当・要支援 1・2・ <u>経過的要介護</u> ・ <u>要介護1</u> ・2・3・4・5		
[略]				[略]			
居宅介 護 介護予 防 介護予 防・日 常生活 支援		居宅介 護 介護予 防 介護予 防・日 常生活 支援		居宅介 護 介護予 防 介護予 防・日 常生活 支援	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴 介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具 貸与 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 居宅療養 管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所 生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対 応型共同 生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設 入居者生 活介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回 ・随時対 応型訪問 介護看護	居宅介 護 介護予 防	<input type="checkbox"/> 小規模 多機能 型居宅 介護 <input type="checkbox"/> 地域密 着型特 定施設 入居者 生活介 護 <input type="checkbox"/> 看護小 規模多 機能型 居宅介 護
		施設介 護			施設介 護	<input type="checkbox"/> 介護老 人福祉 施設 <input type="checkbox"/> 介護老 人保健 施設 <input type="checkbox"/> 介護療 養型医 療施設 <input type="checkbox"/> 地域密	

		居宅介護支援 介護予防支援 介護予防・日常生活支援				<input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型通所介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護	着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援
		[略]					
[略]				[略]			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第59号

さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則
さいたま市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
様式第19号（第8条関係） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律介護券 [略]				様式第19号（第8条関係） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律介護券 [略]			
[略]				[略]			
要介護 状態等 区分	基本チェックリスト該当・要支援 1・2・要介護1・2・3・4・ 5			要介護 状態等 区分	基本チェックリスト該当・要支援 1・2・ <u>経過的要介護</u> ・要介護1 ・2・3・4・5		
[略]				[略]			
居宅介 護 介護予 防 介護予 防・日 常生活 支援		居宅介 護 介護予 防 <u>介護予 防・日 常生活 支援</u>		居宅介 護 介護予 防 介護予 防・日 常生活 支援	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴 <u>介護</u> <input type="checkbox"/> 福祉用具 <u>貸与</u> <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 居宅療養 <u>管理指導</u> <input type="checkbox"/> 短期入所 <u>生活介護</u> <input type="checkbox"/> 短期入所 <u>療養介護</u> <input type="checkbox"/> 認知症対 <u>応型共同 生活介護</u>	居宅介 護 介護予 防	<input type="checkbox"/> 小規模 <u>多機能 型居宅 介護</u> <input type="checkbox"/> 地域密 <u>着型特 定施設 入居者 生活介 護</u> <input type="checkbox"/> 看護小 <u>規模多 機能型 居宅介 護</u>
		施設介 護			施設介 護	<input type="checkbox"/> 介護老 <u>人福祉 施設</u>	

				<input type="checkbox"/> 特定施設 入居者生 活介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回 ・随時対 応型訪問 介護看護 <input type="checkbox"/> 夜間対応 型訪問介 護 <input type="checkbox"/> 地域密着 型通所介 護 <input type="checkbox"/> 認知症対 応型通所 介護		<input type="checkbox"/> 介護老 人保健 施設 <input type="checkbox"/> 介護療 養型医 療施設 <input type="checkbox"/> 地域密 着型介 護老人 福祉施 設 <input type="checkbox"/> 居宅介 護支援 <input type="checkbox"/> 介護予 防支援
		居宅介 護支援 介護予 防支援 介護予 防・日 常生活 支援		居宅介 護支援 介護予 防支援 介護予 防・日 常生活 支援		
		[略]		[略]		
[略]				[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第60号

さいたま市公印規則の一部を改正する規則

さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表第1（第5条、第8条関係）							別表第1（第5条、第8条関係）						
(1) [略]							(1) [略]						
(2) 職印							(2) 職印						
ア～ケ [略]							ア～ケ [略]						
コ 現金取扱員領収印							コ 現金取扱員領収印						
公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者	公印の名称	ひな形番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用区分	保管者
さいたま市現金取扱員領収印	[略]			<u>1</u> <u>9</u> <u>7</u>	[略]	[略]	さいたま市現金取扱員領収印	[略]			<u>1</u> <u>9</u> <u>8</u>	[略]	[略]
さいたま市区現金取扱員領収印	[略]			<u>2</u> <u>2</u> <u>7</u>		[略]	さいたま市区現金取扱員領収印	[略]			<u>2</u> <u>2</u> <u>6</u>		[略]
[略]							[略]						

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

さいたま市規則第61号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成27年さいたま市規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)	各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義		階層区分	定義	
[略]			[略]		
第3	[略]	<u>6,800円</u>	第3	[略]	<u>12,800円</u>
[略]			[略]		
備考			備考		
1～4 [略]			1～4 [略]		
			5 この表の規定にかかわらず、子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、第3階層に認定された場合の当該子どもに係る利用者負担額は、 <u>3,000円とする。</u>		
			(1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯		
			(2) 「在宅障害児（者）等のいる世帯」…次に掲げる者を有する世帯をいう。		
			ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者		
			イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者		
			ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する		

5 この表の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

6 この表及び前項の規定にかかわらず、政令第14条の2に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合であって、前年度市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯の場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

7 この表及び前2項の規定にかかわらず、子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で第3階層に認定された場合の当該子ども（第5項第2号及び前項第2号に掲げる子どもを除く。）に係る利用者負担額は、0円とする。

(1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）等のいる世帯」…次に掲げる者を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第4

法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者

オ 要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）及び市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認める者

6 この表及び前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

7 この表及び前2項の規定にかかわらず、政令第14条の2に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合であって、前年度市町村民税の所得割額が77,101円未満である世帯の場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) [略]

8 この表及び前3項の規定にかかわらず、子どもの属する世帯が第5項に該当する世帯の場合の前項第1号ア又はイに掲げる子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

5条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者

オ 要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）及び市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認める者

8 第5項及び第6項の規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該端数を切り捨てた額とする。

9 第5項から第7項までの規定により算定された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、第5項から第7項までの規定にかかわらず、当該端数を切り捨てた額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則別表第1の規定は、平成30年4月1日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

さいたま市規則第62号

さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所長事務委任規則（平成14年さいたま市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（旅館業法等に関する委任事務）</p> <p>第9条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「省令」という。）及びさいたま市旅館業法施行条例（平成15年さいたま市条例第34号。以下この条において「条例」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第7条第1項及び第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問</u>に関すること。</p> <p>(4) 法第7条の2の規定による<u>命令</u>に関すること。</p> <p>(5)~(8) [略]</p>	<p>（旅館業法等に関する委任事務）</p> <p>第9条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下この条において「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下この条において「省令」という。）及びさいたま市旅館業法施行条例（平成15年さいたま市条例第34号。以下この条において「条例」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>法第7条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</u>に関すること。</p> <p>(4) 法第7条の2の規定による<u>構造設備の措置命令</u>に関すること。</p> <p>(5)~(8) [略]</p>

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

さいたま市規則第63号

さいたま市会計規則の一部を改正する規則

さいたま市会計規則（平成13年さいたま市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第6条、第9条関係）			別表第1（第6条、第9条関係）		
設置箇所	出納員となる者	委任事務	設置箇所	出納員となる者	委任事務
[略]		[略]	[略]		[略]
[略]	[略]		[略]	[略]	
保健福祉局保健部食肉衛生検査所			保健福祉局保健部食肉衛生検査所		
[略]			保健福祉局保健部こころの健康センター		
[略]			[略]		
[略]			[略]		
子ども未来局子ども家庭総合センター児童相談所	所長の職にある者		子ども未来局子ども家庭総合センター児童相談所	所長の職にある者	
子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課	課長の職にある者		子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課	課長の職にある者	
子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課			子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課		
子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課			[略]		
[略]					

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
保健福祉局保健部大宮聖苑管理事務所		
[略]		
[略]		
子ども未来局子ども家庭総合センター児童相談所	[略]	
子ども未来局子ども家庭総合センター子ども家庭支援課		
[略]		
[略]		

別表第3（第7条関係）

設置箇所	現金取扱員となる者	委任事務
[略]		[略]
[略]	[略]	
保健福祉局保健部大宮聖苑管理事務所		
保健福祉局保健部こころの健康センター		
[略]		
[略]		
子ども未来局子ども家庭総合センター児童相談所	[略]	
[略]		
[略]		

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

さいたま市規則第64号

さいたま市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市旅館業法施行細則（平成14年さいたま市規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（許可申請書の様式等）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>入浴設備の原湯、原水、上り用湯又は上り用水として使用する水の</u>水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">（宿泊者名簿の記載事項）</p> <p>第8条 <u>省令第4条の2第3項第2号</u>の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">（水質の基準）</p> <p>第9条 <u>原湯、原水、上り用湯及び上り用水として使用する水の</u>水質に係る<u>条例第5条第4項第3号イ、第8条第1項第4号ア、第2項第4号ア及び第3項第1号アの規則</u>で定める基準は、別表第1の検査項目の欄に掲げる事項につき、それぞれ<u>同表の検査方法の欄</u>に掲げる方法によって行う検査における同表の基準の欄に掲げる基準のとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、その基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表第1項から第4項までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。</p>	<p style="text-align: center;">（許可申請書の様式等）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、省令第1条第2項の図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>入浴設備の原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあっては、</u>当該水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し</p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">（宿泊者名簿の記載事項）</p> <p>第8条 <u>省令第4条の2第2号</u>の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">（水質の基準）</p> <p>第9条 <u>水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の</u>水質に係る<u>条例第8条第1項第6号イ、第2項第6号ア、第3項第8号ア及び第4項第3号アの規則</u>で定める基準は、別表第1の検査項目の欄に掲げる事項につき、それぞれ<u>同項の検査方法の欄</u>に掲げる方法によって行う検査における同表の基準の欄に掲げる基準のとおりとする。ただし、温泉水、井戸水等を使用するものであるため、その基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと保健所長が認めるときは、同表第1項から第4項までの規定の全部又は一部を適用しないこととすることができる。</p>

2 [略]

別表第1 (第9条関係)

検査項目	検査方法	基準
1 [略]		
2 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、 <u>連続自動測定機器による</u> 散乱光測定法又は <u>連続自動測定機器による</u> 透過散乱法	[略]
3～6 [略]		

別表第2 (第9条関係)

検査項目	検査方法	基準
1 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、 <u>連続自動測定機器による</u> 散乱光測定法又は <u>連続自動測定機器による</u> 透過散乱法	[略]
2～4 [略]		

様式第1号 (第2条、第12条関係)
旅館業営業許可申請書

[略]

1・2 [略]	
3 営業施設の種別	
4 [略]	

2 [略]

別表第1 (第9条関係)

検査項目	検査方法	基準
1 [略]		
2 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	[略]
3～6 [略]		

別表第2 (第9条関係)

検査項目	検査方法	基準
1 濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	[略]
2～4 [略]		

様式第1号 (第2条、第12条関係)
旅館業営業許可申請書

[略]

1・2 [略]	
3 営業施設の種別	ホテル・旅館・簡易宿所・下宿
4 [略]	

5 営業施設の構造設備の概要	敷地面積	平方メートル
	建築面積	平方メートル
	建築延べ面積	平方メートル
	客室数	洋室 室 和室 室
	フロント又は玄関帳場	有・無
6～10 [略]		

備考 次の書類を添付してください。

1～4 [略]

5 入浴設備の原湯、原水、上り用湯又は上り用水として使用する水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し

6 [略]

様式第4号（第5条関係）

旅館業営業相続承認申請書

[略]

1～8 [略]	
9 申請者が旅館業法第3条第2項各号（第7号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容	[略]

備考 [略]

5 営業施設の構造設備の概要	敷地面積	平方メートル
	建築面積	平方メートル
	建築延べ面積	平方メートル
	客室数	洋室 室 和室 室
	フロント又は玄関帳場	有・無
6～10 [略]		

備考 次の書類を添付してください。

1～4 [略]

5 入浴設備の原湯、原水、上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合には、当該水の水質検査（第9条第1項に規定する水質の基準に適合していることを確認するための検査をいう。）の結果を記載した書面の写し

6 [略]

様式第4号（第5条関係）

旅館業営業相続承認申請書

[略]

1～8 [略]	
9 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	[略]

備考 [略]

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

さいたま市規則第65号

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（平成15年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第5号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">加入等不承認通知書</p> <p>[略]</p> <p>(理由)</p> <p><u>(教示)</u></p> <p><u>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p>	<p>様式第5号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">加入等不承認通知書</p> <p>[略]</p> <p>(理由)</p>
<p>様式第8号（第5条関係）</p>	<p>様式第8号（第5条関係）</p>

掛金減免不承認通知書

[略]

(不承認理由)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第13号（第6条関係）

年金不支給決定通知書

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日か

掛金減免不承認通知書

[略]

(不承認理由)

様式第13号（第6条関係）

年金不支給決定通知書

[略]

[略]

ら起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号（第8条関係）

[略]

年金支給停止決定通知書

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第19号（第9条関係）

[略]

弔慰金不支給決定通知書

[略]

[略]

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算し

様式第15号（第8条関係）

[略]

年金支給停止決定通知書

[略]

[略]

様式第19号（第9条関係）

[略]

弔慰金不支給決定通知書

[略]

[略]

て1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第22号（第10条関係）

[略]

脱退一時金不支給決定通知書

[略]

[略]

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第22号（第10条関係）

[略]

脱退一時金不支給決定通知書

[略]

[略]

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第66号

さいたま市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市身体障害者福祉法施行細則（平成18年さいたま市規則第128号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第4号（第6条関係） 身体障害者診断書・意見書 総括表 [略] 注意 1 障害名には現在起こっている障害、 例えば両眼視力障害、両耳ろう、右 上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入 し、原因となった疾病には、 <u>緑内障</u> 、 先天性難聴、脳卒中、 <u>僧帽弁狭窄</u> <u>等</u> 原因となった疾患名を記入してく ださい。 2・3 [略] [略]	様式第4号（第6条関係） 身体障害者診断書・意見書 総括表 [略] 注意 1 障害名には現在起こっている障害、 例えば両眼失明、両耳ろう、右上下 肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、 原因となった疾病には、 <u>角膜混濁</u> 、 先天性難聴、脳卒中、 <u>僧帽弁狭窄等</u> 原因となった疾患名を記入してくだ さい。 2・3 [略] [略]

様式第4号別紙1を次のように改める。

別紙 1

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力						
右眼		×	D	〔	cyl	D	Ax	°
左眼		×	D	〔	cyl	D	Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心 10 度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)
② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)										

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

(①と②のうち大きい方)

(①と②のうち小さい方)

両眼中心
視野角度 (I / 2)

$$\left(\boxed{} \times 3 + \boxed{} \right) / 4 = \boxed{} \text{度}$$

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

右 ③ 点 (≧26dB)

左 ④ 点 (≧26dB)

(③と④のうち大きい方)

(③と④のうち小さい方)

両眼中心視野
視認点数

$$\left(\boxed{} \times 3 + \boxed{} \right) / 4 = \boxed{} \text{点}$$

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。